

町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年(2012年) 2 月 2 7 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成５年９月町田市条例第２８号）の一部を次のように改正する。

第６６条の見出し中「の廃棄物保管場所等」を「又は宅地開発事業におけるごみ集積所」に改め、同条第１項中「（以下「建設者」という。）」を削り、「廃棄物の保管場所及び保管設備（以下「保管場所等」という。）」を「ごみ集積所」に改め、同項後段を削り、同条第４項を削り、同条第３項中「保管場所等」を「ごみ集積所」に、「前２項」を「前各項」に改め、同項を同条第５項とし、同条第２項中「保管場所等」を「ごみ集積所」に改め、同項を同条第４項とし、同項の前に次の２項を加える。

２ 規則で定める計画戸数以上の宅地開発事業（町田市宅地開発事業に関する条例（平成１６年６月町田市条例第４０号）第２条第１号に規定する宅地開発事業をいう。）を行おうとする者は、その敷地内にごみ集積所を設置しなければならない。

３ 第１項に規定する者及び前項に規定する者（以下これらを「建設者」という。）は、ごみ集積所を設置するときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

附 則

この条例は、平成２４年４月１日から施行する。

町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例新旧対照表

— 部分は改正部分

改正後	改正前
(一定規模以上の建築物又は宅地開発事業における<u>ごみ集積所</u>の設置) 第 66 条 規則で定める規模以上の建築物を建設しようとする者は、その建築物又は敷地内に<u>ごみ集積所</u>を設置しなければならない。 2 <u>規則で定める計画戸数以上の宅地開発事業(町田市宅地開発事業に関する条例(平成 16 年 6 月町田市条例第 40 号)第 2 条第 1 号に規定する宅地開発事業をいう。)</u>を行おうとする者は、その敷地内に<u>ごみ集積所</u>を設置しなければならない。 3 <u>第 1 項に規定する者及び前項に規定する者(以下これらを「建設者」という。)</u>は、<u>ごみ集積所</u>を設置するときは、<u>規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。</u> 4 <u>ごみ集積所</u>は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。 5 市長は、<u>ごみ集積所</u>について、建設者が<u>前各項</u>の規定に違反すると認めるときは、当該建設者に対し、期限を定めて、<u>ごみ集積所</u>の設置その他必要な措置を命ずることができる。	(一定規模以上の建築物の<u>廃棄物保管場所等</u>の設置) 第 66 条 規則で定める規模以上の建築物を建設しようとする者(以下「<u>建設者</u>」という。)は、その建築物又は敷地内に<u>廃棄物の保管場所及び保管設備(以下「保管場所等」という。)</u>を設置しなければならない。<u>この場合において、建設者は、当該保管場所等について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。</u> 2 <u>保管場所等</u>は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。 3 市長は、<u>保管場所等</u>について、建設者が<u>前 2 項</u>の規定に違反すると認めるときは、当該建設者に対し、期限を定めて、<u>保管場所等</u>の設置その他必要な措置を命ずることができる。 4 <u>第 1 項に規定する建築物の占有者は、その建築物から排出される廃棄物を保管場所等に集めなければならない。</u>

